

鳥取県優良防犯施設認定基準

1 基本的考え方

優良防犯施設の認定は、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に基づく指針」を踏まえ、施設を構成する建築物、工作物及びその敷地において、①監視性の確保、②領域性の確保、③接近の制御、④抵抗性の確保の要素が満たされているかどうかを確認することにより認定するものとする。

2 認定基準の要素

認定基準は、以下の要素により判定する。

(1) 視認性の確保に関する要素

敷地外部及び施設内部から来訪者等を確認あるいは見通せるか。

(2) 領域性の確保に関する要素

居住者等のコミュニティー意識の高揚や囲障・門扉等の設置によって、守るべき範囲が明確となっているか。

(3) 接近の制御に関する要素

来訪者等の動線の限定や不審者等の侵入経路が制御されているか。

(4) 抵抗性の確保に関する要素

施設・設備の堅牢化や緊急時の対応方策等が図られているか。

3 認定基準の項目の構成

認定基準は、以下の項目により構成するものとする。

(1) 標準的項目

各認定基準による認定に当たって、必ず評価すべき事項

(2) 推奨的項目

認定に当たって必ず評価する項目とはしないが、対策を講じることが望ましい事項